

平成27年3月

# 群馬県県内希少野生動植物種保護基本方針

この基本方針は、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成26年群馬県条例第76号）第9条第1項の規定により、県内希少野生動植物種の保護を図るための基本的な事項を定めるものである。

## 目次

- 第1 県内希少野生動植物種の保護に関する基本構想
- 第2 特定県内希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
- 第3 特定県内希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項
- 第4 特定県内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項
- 第5 保護管理事業に関する基本的な事項
- 第6 その他の県内希少野生動植物種の保護に関する重要な事項

## 第1 県内希少野生動植物種の保護に関する基本構想

野生動植物は生態系の基本的構成要素であり、われわれは多様な野生動植物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられている。これらの恵みは、「生態系サービス」と呼ばれ、酸素の供給、土壌の形成、食料や水、医薬品の開発等に係る資源の提供、水質浄化や自然災害の防止、レクリエーションの場の提供など、われわれの豊かな生活に大きな恩恵をもたらしてきた。こうした恩恵を将来にわたって受け継いでいくためには、それぞれの地域において、多様な野生動植物が相互に関わりあいながら生息又は生育している状況を保全することが極めて重要である。

しかし、今日、多様な人間活動の影響を受けて、多くの野生動植物種が絶滅し、また、絶滅の危機に直面している。こうした状況は生態系の不可逆的な変化であり、このままでは、われわれ及び将来の世代が受け得る多くの恩恵が失われかねない。

このため、本県では、次の考えに基づき、「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」（平成26年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）を定め、県民にとってかけがえのない存在である野生動植物種を絶滅の危機から守り、生物多様性が保全された自然豊かな郷土を将来の世代に継承することに寄与しようとするものである。

### 1 本県の現状と課題

#### (1) 現状

本県は本州のほぼ中央に位置する内陸県であり、海拔約13mの低地から2,500m以上の高山まで、変化に富んだ地形を有する。

各地域を俯瞰すると、北毛地域（県北部地域）のうち、利根沼田地域は、県境周辺が日本有数の多雪地であり、尾瀬や谷川岳をはじめとした日本を代表する景観を有する。一方で、吾妻地域は、草津白根山や浅間山といった活火山が存在し、山麓地域には荒原や草草が広がり、また、湿地が形成されるなど、火山活動の影響を顕著に受けた自然を有する。

西毛地域（県南西部地域）は、活火山である榛名山が存在するほか、県境周辺には中古生層からなる山地や妙義山に見られる大規模な断崖といった特殊な地形が存在し、一方で、丘陵地域には二次林や農耕地が広がり、人々による適切かつ持続的な利用により、里地里山が形成されている。

東毛地域（県東部地域）は、西毛地域と同様に、中古生層からなる山地と丘陵地域

に形成された里地里山を有するほか、河川の氾濫によって生じた低湿地が発達し、北毛地域に見られる湿地とはその特徴を異にしている。

中毛地域（県中部地域）は、各水系を集めて利根川が中央部を流れ、また、活火山である赤城山が存在し、北毛地域と同様に、山麓地域には草地が形成されている。

以上のように、本県には複雑な地形が存在し、また、これに人間による適切かつ持続的な土地の利用が加わることで、多様性が高く、かつ、地域間での特徴が大きく異なった野生動植物が存在している。

しかし、今日、野生動植物への配慮を欠いた無秩序な開発や盗採などの人間活動が拡大し、また、一方で、伝統的に維持管理されてきた里地里山や草地の管理放棄といった人間活動自体が縮小することにより、本県の野生動植物の存続基盤が大きく脅かされている。

## （２） 課題

県では、平成１２年度及び平成１３年度に「群馬県レッドデータブック」を発刊し、平成２４年度に改訂したが、改訂に伴う調査の過程で、依然として、多くの野生動植物に絶滅の危険性があることが明らかとなった。

その主な要因として、「群馬県レッドデータブック」初版にて確認された、開発や盗採等の影響による絶滅の危機が依然として軽減されていないことが指摘され、このほかに近年深刻になりつつある要因として、「管理放棄」、「動物による食害」、「外来種との競合及び交雑」等が指摘された。

また、特に、県内全域における里地里山等のほか、北毛地域及び西毛地域における県境周辺の山地、東毛地域における低湿地、中毛地域における河川周辺などが、前述の要因による絶滅の危険性が高い場所であることが明らかとなった。

一方、国では、平成４年に野生動植物の種の保存を目的として、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第７５号。以下「種の保存法」という。）が制定され、希少野生動植物種の保護対策が推進されることとなった。

しかしながら、種の保存法で保護されている種及び区域は、全国的に絶滅のおそれが高いものや分布域が限定されるものに限られており、本県における希少野生動植物種の保護対策としては、十分とは言えない状況にある（平成２７年２月現在）。

このため、本県の希少野生動植物種の保護を図るためには、種の保存法の対象となっていない種に対しても、本県の実情を踏まえた総合的かつ計画的な保護施策を実施することが求められている。

## 2 県内希少野生動植物種の保護の基本的な考え方

前述の状況を踏まえ、本県における希少野生動植物種の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。なお、本方針において、県内希少野生動植物種（以下「県内希少種」という。）とは、県内に生息又は生育する野生動植物種のうち、現に絶滅が危惧されている、又は存続基盤が脆弱<sup>ぜいじやく</sup>であるものを指すこととし、主に群馬県レッドデータブックに掲載されるものをいう。

- (1) 今日、野生動植物に絶滅の危機が生じている主な要因とは、人間活動等に起因する個体数の減少、生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の減少、生息又は生育の環境の悪化等であり、県内希少種の保護を図るためにはこれらの状況を改善することが必要である。

このため、生物学的知見に基づき、特に保護を図るべき県内希少種を明らかにした上で、その個体等の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）を原則として禁止し、また、違法に捕獲等をされた個体を譲渡し若しくは譲受け、又は引渡し若しくは引取る（以下「譲渡し等」という。）ことを禁止し、更に、その種の生息地等における各種開発行為を規制する一定の措置を講じる。

- (2) 県内希少種の個体数の維持又は回復を図るために、前述した要因を除去し、又は軽減するだけでは不十分な場合には、生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備することも必要となる。

このため、その生息又は生育の状況や生態的特性を考慮しつつ、その生息地等における生息又は生育の環境の維持又は回復の事業の推進や、自然繁殖が困難な場合にあっては人工繁殖等の事業も検討する。

- (3) 県内希少種の保護施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施する必要があるが、県内希少種はその生態など未知の部分が多いため、施策に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

- (4) 以上の施策の立案と実行に当たっては、国及び市町村との連携のほか、県内希少種の保護活動を行う民間団体及び県民との協働や事業者との協力など、幅広い主体とのつながりが重要となる。このため、県民、民間団体及び事業者に対し、県内希少種の保護意識の高揚を図り、また、必要な情報提供に努めるとともに、県民及び民間団体との円滑な協力体制づくりを推進する。

- (5) これらの施策は、関係者の財産権を尊重し、農林漁業者をはじめとした県民の生活の安定及び福祉の維持向上並びに県土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進する。

## 第2 特定県内希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

### 1 特定県内希少野生動植物種の選定方針

特定県内希少野生動植物種（以下「特定県内希少種」という。）については、県内希少種のうち、特に保護を図るべきもので、次のいずれかに該当するものを選定する。

- (1) 本県における生息又は生育の状況が、主に人為の影響により、その存続に支障を来す事情が生じていると想定される種（亜種\*1 又は変種\*2 がある場合にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）
  - ① その存続に支障を来す程度に、既に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあるもの
  - ② その存続に支障を来す程度に、その個体の生息地等が消滅しつつあるもの
  - ③ その存続に支障を来す程度に、その個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
  - ④ その存続に支障を来す程度に、里地里山等の荒廃又は植生の遷移の影響を受けるもの
- (2) 本県における生息又は生育の状況が、主に他の野生動植物種（以下「他種」という。）の以下に掲げる影響によって、その存続に支障を来す事情が生じていると想定される種
  - ① 他種による食害等の影響によるもの
  - ② 外来種による遺伝的攪乱<sup>かくらん</sup>又は生態的競争若しくは捕食等（以下「遺伝的攪乱等」という。）の影響によるもの
- (3) (1) 及び (2) のほか、その存続に支障を来す事情があるもの

### 2 特定県内希少野生動植物種の選定に当たっての留意すべき事項

特定県内希少種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 原則として、群馬県レッドデータブックの野生絶滅又は絶滅危惧に評価される種か

---

\*1 同じ種でも分布する地域により色や形に違いがみられ、地域間で異なる集団と認められる場合、これらを「亜種」という（例えば、ニホンザルという種に対して、ヤクシマザルは亜種に当たる。）。

\*2 環境省のレッドデータブックにおいて、植物について用いられている用語であり、亜種と品種の間に位置する分類である。基本的には同じ種の他の個体と同じだが、複数の形質において他と区別できる個体をいう。群馬県レッドデータブックでも、同様の意味でこの用語を使用している。

ら選定すること。

- (2) 個体として容易に識別できる大きさを有している種であって、かつ、一般的に種としての識別が可能な形態的特徴等を有しているものを選定すること。
- (3) 外来種及び県内にごくまれにしか渡来しない、又は回遊しない種は選定しないこと。
- (4) 以下の各号のいずれかに該当する種を優先して選定すること。
  - ① 商取引等の対象になるなど、過度の捕獲又は採取の対象となりやすい種
  - ② 国内における主要な生息地等が県内に存在し、県内におけるその種の絶滅又は衰退が国内におけるその種の絶滅又は衰退につながるなど、本県の自然環境の特性を象徴するような種
  - ③ 社会的若しくは文化的価値が高い種又は県民及び民間団体からの保護の要請の高い種
  - ④ 保護活動が既に行われている、又は今後の保護活動の実施が期待できるなど、保護の効果が期待できる種
- (5) 他法令等により既に保護がなされている種にあっては、その生息又は生育の状況を検討し、保護のための規制内容が重複せず、生息地等保全地区の指定又は保護管理事業の実施により新たな効果が期待できるものを選定すること。

### 第3 特定県内希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項

#### 1 個体等の範囲

条例に基づく規制の対象となるのは、特定県内希少種の個体又は卵若しくは種子等（種子及び栄養繁殖をする植物の球根、むかご等の器官を含む。）（以下「個体等」と総称する。）とする。

また、条例における譲渡し等の禁止の対象となる個体の加工品については、種を容易に識別することができるものとする。

#### 2 個体等の取扱いに関する規制

##### (1) 捕獲等の規制

###### ① 捕獲等の禁止

特定県内希少種の個体等の捕獲等については、その保護の重要性に鑑み、原則としてこれを禁止する。

###### ② 捕獲等の許可

特定県内希少種の個体等の捕獲等の許可については、学術研究又は繁殖の目的その他その種の保護に資する目的と認められるものを除き、原則として許可しないものとする。

##### (2) 違法に捕獲等をされた個体等の譲渡し等の禁止

捕獲等の規制に違反し捕獲等をされた個体等又はこれらの加工品であって、規則で定めるものの譲渡し等については、これを禁止する。

#### 3 その他の個体等の取扱いに関する事項

特定県内希少種の個体等の所有者又は占有者は、その種の保護の重要性に鑑み、その生息又は生育の条件を維持する等、その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

## 第4 特定県内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項

県内希少種の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保障することである。

このような見地から、特定県内希少種の保護のため、その個体の生息又は生育の環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保全地区を指定するものとする。

### 1 生息地等保全地区の指定方針

#### (1) 生息地等保全地区の指定方法

生息地等保全地区は、個々の特定県内希少種ごとに指定する。

#### (2) 生息地等保全地区の選定方針

次のいずれかに該当する地区を生息地等保全地区に選定する。

- ① 特定県内希少種の保護活動が既に行われている、又は今後の保護活動の実施が期待できる地区
- ② 複数の生息地等が存在する特定県内希少種にあつては、個体数、個体数密度、個体群としての健全性、その生息又は生育の環境の状況及び生息地等としての規模について総合的に検討し、その効果が高いと判断された地区
- ③ 広域的に分散している特定県内希少種の生息地等にあつては、主な分布域ごとに主要となる地区

#### (3) 生息地等保全地区の区域の範囲

生息地等保全地区の区域は、特定県内希少種の個体の生息地等及びその生息地等に隣接する地域であつて、そこでの各種行為により、その生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき地域とする。

また、併せて、生物多様性の確保の観点から、その保護のために必要と認められる生態系の存在する地域にも配慮する。

更に、特定県内希少種が鳥類などの行動圏が広い動物である場合は、営巣地や主要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている地域はもとより、その周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い地域もその範囲に含めることを検討する。

なお、区域の選定に当たっては、その種の分布の連続性及び生態的な特性等について十分配慮する。

## 2 生息地等保全地区の指定に当たっての留意すべき事項

生息地等保全地区の指定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林漁業者等をはじめとした県民の生業の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処すること。
- (2) 原則として、他法令等により既に保護がなされている区域については、指定を行わないこと。ただし、指定により保護の効果が見込まれる区域である場合については、この限りではない。
- (3) 特に、里地里山等の荒廃又は植生の遷移の影響、他種による食害等又は外来種による遺伝的攪乱等の影響が著しい地域に、特定県内希少種の生息又は生育の環境として重要な地域がある場合には、優先的に指定の検討を行うこと。
- (4) 生息地等が明らかになることにより、違法な捕獲等や生息地等の環境の悪化等のおそれが増すと判断される場合は、指定の可否について慎重に検討すること。
- (5) 県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、指定を行うこと。この際、土地利用に関する計画との適合及び地域の開発や整備に係る諸計画との調整を図ること。
- (6) 当該区域の指定は、特定県内希少種の分布状況や生息又は生育のための環境条件等を踏まえ生物学的知見に基づき行うこと。

## 3 生息地等保全地区の区域の保全に関する指針

生息地等保全地区の区域の保全に関する指針においては、生息地等保全地区の指定により生息又は生育の環境が保全される特定県内希少種（以下「対象種」という。）の個体の生息又は生育及び個体群の存続のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

また、生息地等保全地区において規制を受ける行為に係る種及び区域等を指針で定める際の基本的な考え方は、次のとおりである。

- (1) 条例第20条第1項第7号の指針で定める野生動植物の種については、食草など対象種の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。
- (2) 条例第20条第1項第8号の指針で定める湖沼又は湿原については、汚水又は廃水等の流入により、対象種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある湖沼又は湿原を指定する。
- (3) 条例第20条第1項第9号の指針で定める区域については、車両若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、その個体が損傷を受けるなど、対象種の個体の生息又は

生育に支障を及ぼすおそれがある区域を指定する。

- (4) 条例第20条第1項第10号から第13号までの行為を規制する区域として指針で定める区域については、これらの行為により、対象種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある区域を指定する。また、その区域ごとに指針で定める期間については、これらの行為によるその種の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。
- (5) 条例第20条第1項第10号の指針で定める種については、対象種の個体を捕食し、餌や生息若しくは生育の場所を奪うことにより圧迫し、又はこれらの種との交雑を進行させるおそれがある種を指定する。
- (6) 条例第20条第1項第11号の指針で定める物質については、対象種の個体に直接危害を及ぼし、又はその個体の生息若しくは生育の環境を悪化させるおそれがある物質を指定する。
- (7) 条例第20条第1項第13号の指針で定める方法については、生息又は生育の環境を攪乱し、繁殖又は育雛<sup>いくすう</sup>行動を妨害する等、対象種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある方法を定める。

## 第5 保護管理事業に関する基本的な事項

### 1 保護管理事業の対象

保護管理事業は、特定県内希少種のうち、個体数の維持又は回復を図るために、その種の絶滅の危機の主な要因を除去し、又は軽減するだけでなく、生息地等の整備や個体の繁殖等の事業を推進することが必要なものを、その対象として実施する。

なお、保護管理事業の対象とする特定県内希少種にあつては、国内における主要な生息地等が県内に存在し、本県におけるその種の絶滅又は衰退が国内におけるその種の絶滅又は衰退につながるなど、本県の自然環境の特性を象徴するようなもの又は保護活動が既に行われている、若しくは今後の保護活動の実施が期待できるものを優先的にその対象とする。

### 2 保護管理事業計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、対象とする特定県内希少種ごとに、事業の目標、事業の区域及び事業の内容等、事業推進の基本的事項を明らかにした保護管理事業計画を策定するものとする。

なお、当該計画において定める目標には、維持し、又は回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件などを示すものとする。

また、事業の内容としては、「採餌及び営巣条件の改善」、「飼育又は栽培下での繁殖」、「生息地等への再導入」などの個体の繁殖の促進のための事業並びに森林、草地及び水辺など生息地等における生息又は生育の環境の保全、回復及び再生の事業について定める。

### 3 保護管理事業の進め方

- (1) 保護管理事業は、県、市町村、県民及び民間団体など、幅広い主体によって推進する。
- (2) 保護管理事業の実施に当たっては、対象となる特定県内希少種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を、時機を失することなく計画的に実施するよう努める。
- (3) 対象となる特定県内希少種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて保護管理事業の内容を見直す。
- (4) 生息又は生育の条件の把握、飼育繁殖技術、生息又は生育の環境の管理手法等の調

査研究を推進する。

#### 4 保護管理事業に関して留意すべき事項

保護管理事業計画は、特定県内希少種を対象として行われている既存の保護事業がある場合は、当該事業との調整の後に策定し、策定後、県は保護管理事業計画に即して、その事業が行われるよう促す。

また、認定等\*3 を受けた保護管理事業について、県は、当該事業が適正に実施されるよう、必要な配慮に努める。

---

\*3 条例では、市町村並びに国、県及び市町村以外の者が保護管理事業計画の対象となった特定県内希少種の保護事業を行う際に、知事の確認又は認定を受けることができる。市町村は確認を受けることにより、当該事業計画に即した保護管理事業を実施する際の捕獲等における知事への協議は不要となり、国、県及び市町村以外の者は認定を受けることにより、当該事業計画に即した保護管理事業を実施する際の捕獲等の許可は不要となる。

## 第6 その他の県内希少野生動植物種の保護に関する重要な事項

### 1 外来種に関する調査等

外来種は、本県における本来の生態系の攪乱を引き起こし、特に、生息又は生育の基盤が脆弱な県内希少種に大きな影響を及ぼす要因として、顕在化しつつある。

そこで、県内希少種の保護の観点から、外来種に関する実態把握の情報集積に努め、特定県内希少種の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについては、その導入経路、繁殖実態及び特定県内希少種への影響の程度等に関する調査を行い、導入経路の遮断及び確認された繁殖個体の除去等、必要な対策に努める。

また、外来種を取り扱う県民及び事業者に対し、外来種が本県における本来の生態系に及ぼす影響等について理解を促し、本県の自然環境への意図的な導入を回避するよう努めるものとする。

### 2 調査及び情報提供

県内希少種の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見を基盤とした判断が重要となる。

そこで、野生動植物の分布状況といった基礎情報はもとより、順応的管理\*4の考えのもと、モニタリング調査により特定県内希少種及び生息地等保全地区の指定又は指定後の動向に係る各種情報の蓄積に努めるほか、保護施策に必要な各分野の調査研究を行い、これらを保護施策の効果の検証や改善等の材料として活用する。

また、県が保有する調査の成果や野生動植物に関する情報については、県内希少種の保護に資するよう適正に公開するものとする。

### 3 県民及び民間団体の自発的な活動の推進

県内希少種の保護施策を推進するためには、県民、民間団体及び事業者など、幅広い主体の理解を得ることが大切になる。更に、その保護施策の実効性を確保するには、県民等の自発的な活動が不可欠となる。

以上から、県内希少種の生息又は生育の現状やその保護の重要性について理解を得るた

---

\*4 順応的管理とは、管理対象に不確実性を認めた上で、多様な主体の参加のもとに順応的な方法で実施する管理手法のことである。順応的管理では、モニタリングにより事業効果の評価等を行い、その結果に応じて、事業内容の見直し等を行っていく。

めに、必要な情報を県民等へ積極的に提供し共有するとともに、本県の次代を担う子供たちが自然に触れ、身近に感じることができるよう体験的な教育及び学習の機会の充実に努める。

#### 4 監視指導体制の整備

各種規制の実効性を高めるには、特定県内希少種の生息又は生育の状況及びその生息地等の状況の把握はもとより、保護管理事業の実施状況の確認及び生息地等保全地区等の巡視などの監視指導体制の整備が必要であることから、県内希少野生動植物種保護監視員を設置する。

#### 5 配慮

農林漁業と密接に関わりあいながら維持されてきた県内希少種の生息又は生育の環境を保全するためには、農林漁業の持続的な営みが不可欠であり、また、県と県内希少種の保護活動に意欲のある農林漁業者との連携や協働にあっては、当該農林漁業者の生業の安定が基本となる。

このことから、農林漁業者と積極的な情報交換を行うとともに、前述の環境の保全に当たっては、農林漁業との密接なつながりが損なわれないよう生息地等保全地区の運用に配慮するものとする。